

## 居住困難区域内住宅用地に係る 代替住宅用地の特例

### 特例のあらまし

居住困難区域内(居住制限区域・帰還困難区域)(以下「区域内」といいます。)の住宅用地に代わる土地を取得した場合、住宅が建築されていなくても区域内の住宅用地の面積分までを住宅用地とみなして、取得後最大3年度分について固定資産税・都市計画税を軽減します。

### 対象となる方

- 1) 平成23年3月11日において、区域内に住宅用地を所有していた方
- 2) 区域内住宅用地を相続した方
- 3) 三親等内の親族で、代替土地に建築される家屋に区域内の住宅用地を所有している方と同居予定の方
- 4) 法人の場合…区域内の住宅用地を所有している法人が合併により消滅した際は、合併後の存続法人、または新規設立法人  
区域内の住宅用地を所有している法人が分割した際は、その分割により資産及び負債を引き継いだ法人

### 対象となる土地・期間

- 土地) 平成23年3月11日から居住困難区域が解除(旧警戒区域の場合は警戒区域から避難指示解除準備区域に再編)され3ヶ月を経過する日までの間において、福島市内に取得した住宅用地
- 期間) 住宅用地を取得した翌年度から住宅を建築するまでの最大3年度分  
※住宅を建築した後は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用されます。

### 申請に必要なもの

<b>必ず用意するもの</b>	
印鑑	
平成23年度固定資産税名寄帳	
区域内の住宅用地及び新たに取得した土地の登記事項証明書	
住宅予定用地であることの申立書	
<b>ここからは当てはまる場合に必要です</b>	
要件	用意するもの
福島市内に住所を有していない方	運転免許証など本人の確認ができるもの
被災した住宅用地を相続した方	戸籍謄本など相続関係がわかるもの
被災代替地を取得したのが三親等以内の方	戸籍謄本など親族関係がわかるもの、同居予定の申立書
被災代替地を取得したのが法人の場合	法人の登記事項証明書

